

★与党(自民党・公明党)が平成30年度税制改正大綱を発表

平成29年12月14日(木)に平成30年度税制改正大綱が与党自民党・公明党から発表されました。今回は個人向け改正点の速報をご案内します。個人関連では、所得税の基礎控除、給与所得控除等の見直し、相続税関係では小規模宅地等の特例、事業承継税制、一般社団法人を活用した相続税対策の対応などが目立った改正点です。なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は1月の通常国会で提出の見込みです。

皆様には今年一年間本当に大変お世話になりました。良いお年をお迎えください。

(長掛栄一)

◎平成30年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等
相続税 ・贈与税	事業承継税制の特例の創設等	<ul style="list-style-type: none"> 特例後継者(仮称)が、特例認定承継会社(仮称)の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈(以下「贈与等」という。)により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予する。 特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間(仮称)(5年)内に当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、本特例の対象とする。 特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者(その年1月1日において20歳以上である者に限る。)であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができることとする。 	平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る相続税又は贈与税に適用
	一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し	<p>(1)一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し 個人から一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人等、非営利型法人その他一定の法人を除く。以下「一般社団法人等」という。)に対して財産の贈与等があった場合の贈与税等の課税については、贈与税等の負担が不当に減少する結果とならないものとされる現行の要件のうちいずれかを満たさない場合に贈与税等が課税されることとし、規定を明確化する。</p> <p>(2)特定の一般社団法人等に対する相続税の課税 特定の一般社団法人等の役員(理事に限る。以下同じ。)である者(相続開始前5年以内のいずれかの時において特定一般社団法人等の役員であった者を含む。)が死亡した場合には、当該特定一般社団法人等が、当該特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時における同族役員(被相続人を含む。)の数で除して計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課税することとする。</p>	<p>(1)については平成30年4月1日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る相続税又は贈与税に適用</p> <p>(2)については平成30年4月1日以後(同日前に設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後)の一般社団法人等の役員死亡に係る相続税について適用</p>
	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 持ち家に居住していない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、次に掲げる者を除外する。 <ul style="list-style-type: none"> イ 相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族又はその者と特別の関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者 ロ 相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者 	平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に関する相続税に適用

税目	項目	内容	時期等														
相続税 ・贈与税	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し (続き)	<ul style="list-style-type: none"> 貸付事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に貸付事業の用に供された宅地等（相続開始前3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っている者が当該貸付事業の用に供しているものを除く。）を除外する。 介護医療院に入所したことより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等について、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして本特例を適用する。 	平成30年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に関する相続税に適用（貸付事業用宅地等は例外あり）														
	課税財産の範囲の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 相続開始又は贈与の時ににおいて国外に住所を有する日本国籍を有しない者等が、国内に住所を有しないこととなった時前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年を超える被相続人又は贈与者（当該期間引き続き日本国籍を有していなかった者であって、当該相続開始又は贈与の時ににおいて国内に住所を有していないものに限る。）から相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととする（一部例外あり）。 	平成30年4月1日以後に贈与又は遺贈により取得する財産に係る相続税又は贈与税に適用														
	相続税申告書添付書類の範囲見直し	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本を複写したもの等の被相続人の全ての相続人、当該相続人の法定相続分及び当該相続人が被相続人の実子又は養子のいずれかに該当するかの別を明らかにする書類を加える。 	平成30年4月1日以後に提出する申告書に適用														
所得税 ・住民税	給与所得控除の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額</th> <th>給与所得控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>162.5万円以下</td> <td>55万円</td> </tr> <tr> <td>162.5万円超 180万円以下</td> <td>その収入金額×40%-10万円</td> </tr> <tr> <td>180万円超 360万円以下</td> <td>その収入金額×30%+8万円</td> </tr> <tr> <td>360万円超 660万円以下</td> <td>その収入金額×20%+44万円</td> </tr> <tr> <td>660万円超 850万円以下</td> <td>その収入金額×10%+110万円</td> </tr> <tr> <td>850万円超</td> <td>195万円</td> </tr> </tbody> </table>	給与等の収入金額	給与所得控除額	162.5万円以下	55万円	162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%-10万円	180万円超 360万円以下	その収入金額×30%+8万円	360万円超 660万円以下	その収入金額×20%+44万円	660万円超 850万円以下	その収入金額×10%+110万円	850万円超	195万円	平成32年分以降の所得税 平成33年度以降の個人住民税から適用
		給与等の収入金額	給与所得控除額														
		162.5万円以下	55万円														
		162.5万円超 180万円以下	その収入金額×40%-10万円														
		180万円超 360万円以下	その収入金額×30%+8万円														
360万円超 660万円以下		その収入金額×20%+44万円															
660万円超 850万円以下	その収入金額×10%+110万円																
850万円超	195万円																
公的年金等控除の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 控除額を一律10万円引き下げる。 公的年金等以外に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合には更に控除額を10万円（合計所得金額が2,000万円を超える場合には20万円）引き下げる。 	平成32年分以降の所得税 平成33年度以降の個人住民税から適用															
基礎控除の見直し	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>48万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>32万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	48万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	2,500万円超	適用なし	平成32年分以降の所得税 平成33年度以降の個人住民税から適用					
	合計所得金額	基礎控除額															
	2,400万円以下	48万円															
	2,400万円超 2,450万円以下	32万円															
2,450万円超 2,500万円以下	16万円																
2,500万円超	適用なし																
適用期限の延長	<ul style="list-style-type: none"> 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長する。 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、中古家屋で非耐火建築のものについては取得日以前25年以内に建築されたものであること等要件を加えた上、その適用期限を2年延長する。 																
登録免許税	<ul style="list-style-type: none"> 相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の所有権の移転登記を受けずに死亡し、その者の相続人等がその死亡した者を登記名義人とするために受ける当該移転登記に対する登録免許税を免税とする措置を講ずる。 	登記申請日が平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間															